各位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 日本郵船株式会社 代表取締役社長 曽我 貴也

東京都品川区東品川四丁目 12番4号 郵船ロジスティクスグローバルマネジメント株式会社 代表取締役社長 原田 浩起

吸収分割に係る事後開示書類 (会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号に定める書面)

日本郵船株式会社(以下「NYK」といいます。)と郵船ロジスティクスグローバルマネジメント株式会社(以下「YLGM」といいます。)は、2025年1月10日を効力発生日として、NYKを吸収分割会社、YLGMを吸収分割承継会社として、NYKが保有する郵船ロジスティクス株式会社の全株式をYLGMに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割について、会社法第 791 条 1 項 1 号、第 801 条 3 項 2 号並びに会社法施行規 則第 189 条及び第 201 条の定めにより、下記の書類を備え置くことといたします。

記

- 1. 吸収分割が効力を生じた日 2025年1月10日
- 2. 吸収分割会社 (NYK) における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権 買取請求及び債権者異議手続の経過
 - (1) 株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当することから、 同法第784条の2ただし書に基づき株主による差止請求は認められておりません。

- (2) 反対株主の株式買取請求 本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当することから、 同法785条1項2号により、同条に規定する手続は実施しておりません。
- (3) 新株予約権買取請求 NYK は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条に規定する手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

本吸収分割に関連して、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に該当する債権者は存在しないため、同条の規定による手続は行っておりません。

- 3. 吸収分割承継会社 (YLGM) における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者異議手続の経過
 - (1) 株主の差止請求

会社法第796条の2の規定により本吸収分割の差止請求を行ったYLGMの株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

NYK は、YLGM の特別支配会社でありかつ唯一の株主であるため、会社法第 797 条に 規定する手続は実施しておりません。

(3) 債権者の異議

YLGM は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に従い、2024年11月18日付の官報公告及び電子公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割承継会社 (YLGM) が吸収分割会社 (NYK) から承継した重要な権利義務に関する事項

YLGM は、NYK との間で締結した吸収分割契約書に基づき、効力発生日である 2025 年 1 月 10 日をもって、同契約書第 2 条第 1 項に定める NYK の保有する郵船ロジスティクス 株式会社の全株式(普通株式 42,220,800 株)を承継いたしました。

- 5. 吸収分割の変更の登記をした日 2025年1月10日付で本吸収分割に係る変更登記申請を行いました。
- 6. その他吸収分割に関する重要な事項 該当事項はありません。

以上